

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則	〇福島県議定会定例会を招集する件 〇漁業災害補償法による届出に係る 特定第二号漁業者の同意について 規定する要件に適合すると認める 件六件	二元
〇福島県防火管理者講習会実施細則 を廃止する規則	〇保安林等の皆伐面積の限度を公表 する件	二元
〇福島県防火管理者講習会実施細則 を廃止する規則	〇福島県収入証紙の売りさばき人と して指定した件	二元
〇福島県議定会定例会を招集する件 〇漁業災害補償法による届出に係る 特定第二号漁業者の同意について 規定する要件に適合すると認める 件六件		二元
〇保安林等の皆伐面積の限度を公表 する件		二元
〇福島県収入証紙の売りさばき人と して指定した件		二元

規則

福島県防火管理者講習会実施細則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十三年二月一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第二号

福島県防火管理者講習会実施細則を廃止する規則

福島県防火管理者講習会実施細則(昭和三十六年福島県規則第八十三号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(消防保安課)

告示

福島県告示第三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定により、福島県議定会定例会を平成二十三年二月十七日福島市に招集する。

平成二十三年二月一日

福島県知事 佐藤雄平
(総務課)

福島県告示第三十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十八条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による発起人下遠野正一ほか一名からの平成二十二年十二月二十八日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十三年二月一日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第四十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十八条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による発起人鈴木重実ほか一名からの平成二十二年十二月二十八日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十三年二月一日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第四十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十八条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による発起人穴戸一治ほか一名からの平成二十二年十二月二十八日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十三年二月一日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第四十二号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十八条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による発起人桜井勝ほか一名からの平成二十二年十二月二十八日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十三年二月一日

福島県知事 佐藤雄平
(水産課)

福島県告示第四十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人菊地完ほか一名からの平成二十二年十二月二十八日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十三年二月一日

福島県知事 佐藤雄平

(水産課)

福島県告示第四十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による発起人伏見博ほか一名からの平成二十二年十二月二十八日付けの届出に係る特定第二号漁業者の同意については、同条第一項に規定する要件に適合すると認める。

平成二十三年二月一日

福島県知事 佐藤雄平

(水産課)

福島県告示第四十五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十三年度における保安林等の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表する。

平成二十三年二月一日

福島県知事 佐藤雄平

ヘクタール

平成二十三年度皆伐面積の限度（単位）

同一の単位とされる保安林等の名称

皆伐面積の限度

宇多川水源かん養保安林 八四・九八

宇多川土砂流出防備保安林 三九・九〇

宇多川干害防備保安林 〇・四七

新田川水源かん養保安林 二七六・九八

新田川土砂流出防備保安林 一一二・〇一

新田川干害防備保安林 五・〇〇

請戸川水源かん養保安林 二七三・〇〇

請戸川土砂流出防備保安林 一二四・九四

請戸川土砂崩壊防備保安林 〇・〇四

請戸川干害防備保安林 四・二三三

木戸川水源かん養保安林 四五〇・五〇

木戸川土砂流出防備保安林 九六・三二

木戸川防風保安林 一・七六

夏井川下流水源かん養保安林 五四八・〇二

夏井川下流水源かん養保安林 一一九・七七

夏井川下流水源かん養保安林 八・四八

夏井川下流水源かん養保安林 三七〇・五一

夏井川下流水源かん養保安林 二九・五〇

夏井川下流水源かん養保安林 四一四・七七

夏井川下流水源かん養保安林 一五一・五〇

夏井川下流水源かん養保安林 〇・九二

夏井川下流水源かん養保安林 一八五・三四

夏井川下流水源かん養保安林 三七・八九

夏井川下流水源かん養保安林 六一九・〇五

夏井川下流水源かん養保安林 二六・四一

夏井川下流水源かん養保安林 六・一六

夏井川下流水源かん養保安林 〇・一一

夏井川下流水源かん養保安林 五二・二一

夏井川下流水源かん養保安林 七・七九

夏井川下流水源かん養保安林 二・九三

夏井川下流水源かん養保安林 三六五・二〇

夏井川下流水源かん養保安林 三五・九四

夏井川下流水源かん養保安林 〇・七二

夏井川下流水源かん養保安林 一・二四

夏井川下流水源かん養保安林 一・五三

夏井川下流水源かん養保安林 一〇・〇二

夏井川下流水源かん養保安林 一五・七四

夏井川下流水源かん養保安林 三・二一

夏井川下流水源かん養保安林 一五六・一〇

夏井川下流水源かん養保安林 九七・五八

夏井川下流水源かん養保安林 〇・四四

夏井川下流水源かん養保安林 三四八・九二

夏井川下流水源かん養保安林 八三・二三

夏井川下流水源かん養保安林 二六二・八〇

夏井川下流水源かん養保安林 〇・五四

夏井川下流水源かん養保安林 五三八・四五

夏井川下流水源かん養保安林 四三・五九

夏井川下流水源かん養保安林 〇・六二

夏井川下流水源かん養保安林 二四一・〇八

夏井川下流水源かん養保安林 九七・五六

- 阿賀川下流干害防備保安林 五・九〇
- 阿賀川中流水源かん養保安林 七二六・一二
- 阿賀川中流土砂流出防備保安林 一一五・六四
- 阿賀川中流防風保安林 〇・〇四
- 阿賀川中流干害防備保安林 一・一六
- 只見川下流水源かん養保安林 八一三・七一
- 只見川下流土砂流出防備保安林 一三五・三二
- 只見川下流干害防備保安林 三・一八
- 阿賀川上流水源かん養保安林 一、〇九〇・八九
- 阿賀川上流土砂流出防備保安林 五〇七・七四
- 只見川上流水源かん養保安林 一、七三六・五七
- 只見川上流土砂流出防備保安林 二五二・八〇
- 只見川上流干害防備保安林 五・七四
- 浜通り地区保健保安林 二九・四二
- 中通り地区保健保安林 一八・九一
- 会津地区保健保安林 九八・四六

(治山対策課)

福島県告示第四十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十三年一月十九日次のとおり指定した。

平成二十三年二月一日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

株式会社ツタ 南相馬市原町区栄 平成二十三年一月二日から平 南相馬市原町区栄町

ヤ 町一丁目三五番地 成二七年九月三〇日まで 一丁目一二五番地

(出納総務課)